

秦野市週休２日制確保モデル工事実施要領
(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

(趣旨)

- 1 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、秦野市が発注する工事の現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(発注方式)

- 2 受注者が、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休２日は必須）により行う。

(対象工事)

- 3 秦野市が発注する全ての工事において、当初設計金額（税込み）が３，０００万円以上（建築一式工事は４，０００万円以上）の工事をモデル工事の対象とする。

ただし、次の(1)から(3)の条件のいずれかに該当する工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 災害復旧工事や緊急対応工事
- (2) 標準作業日数が５日以下の工事
- (3) 対応が困難と発注者が判断した工事

(用語の定義)

- 4 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 通期の週休２日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日又は現場休息日（以下「現場閉所日等」という。）を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日等を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所日等を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1週間の定義は、土曜日から金曜日までを基本とする。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責に因らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日等を指定するものとする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数等の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(5) 標準作業日数

施工に必要な実日数に不稼働日を加えた日数とする。

(6) 現場着手日

現場事務所の設置、縄張り、遣方、資機材の搬入または仮設工事等現場で作業を開始する日をいう。

(7) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(8) 対象期間

モデル工事において、週休 2 日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(9) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場休息日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(10) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(9)と同様とする。

(モデル工事の実施)

5 モデル工事の実施は、次の各号に定める通り実施する。

(1) モデル工事実施の内容

ア 受注者は、契約後、モデル工事の実施を選択できるものとし、「週休 2 日制確保モデル工事実施協議書」(別紙 1)を契約後、速やかに発注者に提出する。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場閉所日等を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表又は、隔週ごとに前２週間の実績と今後２週間の計画を示した２週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙２）を、翌月の５日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の２０日前までに、最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙２）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙３）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

（記載内容の例）

週休２日制確保モデル工事	
この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組む工事です。	
発注者：秦野市	
受注者：株式会社〇〇建設	

（２） 経費補正の実施

発注者は、施工条件明示事項又は特記仕様書に当該工事が現場閉所によるモデル工事である旨を記載する。工事価格は、週休２日の取り組みにかかる費用の補正を行わずに積算するものとする。現場閉所実績に応じて、「週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により経費補正し、契約書約款第２６条の規定に基づき契約金額を変更する。

（３） 工事成績評定への反映

完全週休２日（土日）の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、４週８休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも減点を行わない。

（アンケートの提出）

- 6 受注者は、達成、未達成にかかわらず、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

（その他）

- 7 モデル工事の実施に伴い、次の各号に留意する。

（１） 週休２日の実施を理由とした工期延長は認めない。

（２） 「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙２）、「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙３）及び週間工程表等の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

（適用開始）

- 8 この要領は、令和７年７月１日以降に公告するモデル工事に適用する。

週休 2 日制確保モデル工事実施要領補足事項
(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

1 経費補正の実施（要領 5（2）関係）

現場閉所の実績に応じて、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び係数を乗じた補正を行う。

現場閉所（現場休息）実績	労務費	現場管理費率
月単位の週休 2 日 (全月現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.02	———
週単位の週休 2 日 完全週休 2 日（土日）	1.02	1.01

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、次の表 A－2、表 E－2 及び表 M－2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A－1、表E－1及び表M－1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A－2、表E－2及び表M－2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、次の表A－2、表E－2及び表M－2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表 A - 2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休 2 日 及び 完全週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08

内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表 E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日 及び 完全週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表 M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日 及び 完全週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22

衛生器具 設備（ユニ ットを除 く）	取付手間のみ	1.02	1.22
-----------------------------	--------	------	------

3 工事成績評定への反映（要領5（3）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

なお、加点は考査項目「創意工夫」において行い、加点の上限のうちに含めるものとする。また、「工程管理」において評価する。

現場閉所実績	加点
完全週休2日（土日）	1点